

会議録

会議の名称	第23回人にやさしいまちづくり推進協議会
開催日時	平成31年3月12日（火曜日） 午後2時～午後3時30分
開催場所	保谷庁舎別棟会議室
出席者	【委員】池田（干）委員、池田（正）委員、江口委員、小菅委員 中舘委員、三輪委員、米森委員 【西東京市】松本都市計画課長 坂本係長
議題	第二期西東京市人にやさしいまちづくり推進計画の策定について（諮問）
会議資料の名称	第二期西東京市人にやさしいまちづくり推進計画（案） 第二期西東京市人にやさしいまちづくり推進計画（案）概要版 資料1 推進計画の修正箇所一覧 資料2 「第二期西東京市人にやさしいまちづくり推進計画」に対する意見募集結果 資料3 西東京都市計画道路事業の進捗状況 資料4 公共建築物等における木材利用の促進に関する法律について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input checked="" type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>議題 第二期西東京市人にやさしいまちづくり推進計画の策定について（諮問）</p> <p>○都市計画課長：諮問書を読み上げ手交</p> <p>○会長：これより第23回人にやさしいまちづくり推進協議会を開催する。「第二期西東京市人にやさしいまちづくり推進計画」の策定についてを議題とする。これより事務局の説明を求める。</p> <p>○事務局：（資料を読み上げ）</p> <p>○会長：これより質疑意見に移る。挙手のうえ発言をお願いします。</p> <p>○A委員：具体的な施策について、今からでも新たに追加することはできるのか、それとも今回の計画はこの範囲内において取り組むことになるのか。</p> <p>○事務局：計画の策定スケジュール等から、今から新たな施策を追加することは難しい。今後、毎年、具体的な施策の取り組み状況等を調査していく過程において、新たな施策を追加することは考えられる。</p> <p>○会長：これまでの計画策定の過程を整理すると、昨年12月に開催した協議会において計画（素案）について審議し、協議会において各委員から出された意見を反映させたものが本日の計画（案）となっている。そのような認識でよいか。</p>	

- 事務局：そのとおりである。
- 会長：前回の協議会における主な意見として、計画期間を10年間から5年間への修正の提案があったが、今回の案にはそれが反映されているのか。
- 事務局：計画期間は5年間としている。
- 会長：A委員の意見は、これから意見を出して具体的な施策を追加できるのかという趣旨でよいか。
- A委員：そのとおりである。
- 会長：何か具体的に本計画で取り上げたい施策はあるのか。
- A委員：子どもの「居場所」についての施策があってもいいのではと考える。子どもの緊急避難場所の確保についての施策はあるが、居場所のない子どもに対する施策がない。
- 事務局：本計画の考え方として、2ページに計画の位置づけが記載されている。本計画は、他部署で管理している各関連計画と連携・整合を図りながら進めていくものであることから、新たな施策を追加するには、関連計画の所管部署がその施策の進め方等について、ある程度整理ができた段階でなければ難しい。先行して本計画に施策を追加することは難しい。
- E委員：推進計画概要版の施策番号5、「NPO等市民活動団体の情報発信の支援」の「援」が抜けている。
- 事務局：修正する。
- E委員：11ページの情報提供の充実の中で、「周知する」という言葉があるが、読んでいる方から見ると上から言われているように感じる、「提供する」、「伝える」のようなやわらかい表現にしたほうがよい。
- 各委員：「知らせる」「情報提供する」といった表現が望ましい。
- 事務局：「周知する」については、表現の仕方を改める。
- E委員：5ページの推進計画の策定において、条文と異なる箇所がある。具体的には、（推進計画）第7条（3）、（4）になる。
- 事務局：条文を確認し、修正する。
- F委員：24ページの人にやさしいまちづくりを支援する民間施設の確保の今後の目標の中に「一定規模以上」とあるがどの程度の規模のものが対象となるのか分からない。
- 事務局：「一定規模以上」と表記したのは、建物の用途によって整備基準等が異なってくるからであるが、分かりづらい表現であるので、具体的なイメージができる表現に改める。

- 会長：具体的な施策に番号を付したので前回より見やすくなってよい。具体的な施策に、[新規]と付いているものは、今計画から始めるもので、付いていないものは前計画の施策を引き継ぐものであるという理解でよいか。
- 事務局：そのとおりである。
- C委員：パブリックコメントの内容は計画に反映されているのか。
- 事務局：パブリックコメントにおいて頂いた意見で計画の修正に至るものはなかった。
- F委員：はなバスの利便性向上において、今後の目標の中に「利用者の状況を把握し」とあるがどのように把握するのか。
- 事務局：3～4年毎に利用者、市民向けのアンケートを実施している。
- B委員：前回の協議会の意見を踏まえて計画期間が10年から5年となっていることは評価できる。今回の協議会で出される意見を計画案に反映させて作成してもらえれば問題ないと思う。
- D委員：小規模店舗のバリアフリー化については、事業主にとって利用しづらい施策となっていると思う。次期計画の策定までに、計画の見直しを含めて利用しやすい環境の整備が必要であると思う。
- 会長：小規模店舗のバリアフリー化は、都市計画課で所管する施策でよいか。今の意見に対して何かあるか。
- 事務局：小規模店舗のバリアフリー化は都市計画課の所管である。今回は今までの施策の内容を載せている。事業の内容を変更する場合は、今回載せている内容も変わってくるため、今後の対応となる。
- D委員：小規模店舗のバリアフリー化については、今後利用者の増加が見込めないようであれば、次期計画策定までに見直しの方向性を考えたほうがよい。
- 会長：施策の展開の32、33で都市計画課が所管する新規の施策が追加になったことは評価できる。
- 会長：そのほかに意見はあるか。
- A委員：利用しやすい公共施設の配置については都市計画課が計画するのか。
- 事務局：都市計画課ではない。公共施設マネジメント基本計画において、公共施設の配置等を示している。
- A委員：市内には大規模の集会施設が不足している。集会施設の設置については、人にやさしいまちづくり推進計画で言うことはできないのか。
- 事務局：人にやさしいまちづくり推進計画の分野ではない。

○会長：それでは、各委員の意見も出揃ったようなので、まとめに入る。第二期西東京市人にやさしいまちづくり推進計画については、本日の協議会で出された意見を反映させて修正するものとしたと考えているが、委員の皆様の挙手をお願いしたい。

○各委員：（挙手全員）

○会長：挙手全員である。よって、本協議会は、原案について、本日の協議会で出された意見を反映させて修正するものとして答申する。なお、一部修正については、会長、副会長に一任させていただきたい。

○会長：以上で、本日の会議は終了する。西東京市市民参加条例第9条の規定に基づき、この会議の会議録作成と公開について事務局に指示する。これをもって、第23回西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会を閉会する。